

代理人が申請をする場合(家計急変世帯)

「申請に必要な提出書類」に加え、
「委任状」と以下の「代理人確認書類」をご提出ください。

【代理人確認書類】

1.申請日時点での世帯構成員
・ 同じ住民票に記載される方(同一世帯)は、世帯主と代理人の関係がわかる書類は 不要 です。
2.成年後見人制度
・ 後見人の場合 成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写しにより成年後見人と確認できる場合は、登記事項証明の写しを提出してください。その場合は、委任状は 不要 です。
・ 保佐人、補助人の場合 成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写しにより保佐人もしくは補助人と確認でき、かつ、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが代理権目録の写しにより確認できる場合は、登記事項証明書の写し及び代理権目録の写しを提出してください。その場合は、委任状は 不要 です。
3.親族その他の者で対象者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
・ 市長が代理関係であることを認めたことが分かるものの写し